

議 案 及 び 説 明 並 び に 参 考 資 料

令 和 6 年 1 2 月 定 例 会

池 田 市

目 次

1	報告第11号 処分報告について	1
	専決第6号 令和6年度池田市一般会計補正予算（第6号）	2
	説 明	4
	参 考	14
2	議案第76号 池田市官民連携まちなか広場条例の制定について	25
	説 明	36
	参 考	39
3	議案第77号 池田市手数料条例の一部改正について	41
	説 明	43
	参 考	44
4	議案第78号 市営住宅等指定管理者の指定について	45
	参 考	46
5	議案第79号 池田城跡公園及び池田城跡緑道公園指定管理者の指定について	48
	参 考	49
6	議案第80号 五月山緑地第1駐車場指定管理者、猪名川緑地駐車場指定管理者、 空港緑地グラウンド指定管理者、五月山体育館指定管理者、テニス コート指定管理者、猪名川運動場指定管理者及び池田市立総合スポ ーツセンター指定管理者の指定について	50
	参 考	52
7	議案第81号 都市計画公園等指定管理者の指定について	54
	参 考	58
8	議案第82号 池田市教育委員会委員の任命について	59
9	諮問第2号 人権擁護委員の推薦に関する諮問について	60
10	議案第83号 令和6年度池田市一般会計補正予算（第7号）	62
	説 明	68
	参 考	80

報告第 1 1 号

処分報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記の事項について次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和 6 年度池田市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

衆議院の解散による総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費を予算化する必要が生じたので、専決処分したものである。

専決第6号

令和6年度池田市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度池田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,966千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,770,435千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月9日 専決処分

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		7,368,296	49,966	7,418,262
	3 国 庫 委 託 金	19,028	49,966	68,994
歳 入 合 計		45,720,469	49,966	45,770,435

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		4,709,146	49,966	4,759,112
	4 選 挙 費	34,528	49,966	84,494
歳 出 合 計		45,720,469	49,966	45,770,435

報告第 1 1 号 説 明

令和 6 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 6 号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	7,368,296	49,966	7,418,262
歳入合計	45,720,469	49,966	45,770,435

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,709,146	49,966	4,759,112	49,966			
歳出合計	45,720,469	49,966	45,770,435	49,966			

歳

入

2 歳 入

(款) 15 国 庫 支 出 金

(項) 3 国 庫 委 託 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国 庫委託金	843	49,966	50,809	4 衆議院総 選挙最高 裁国民審 査委託金	49,966	衆議院総選挙最高裁国民審査委託金 49,966 追加
計	19,028	49,966	68,994			

歳

出

3 歳 出

(款) 2 総 務 費

(項) 4 選 挙 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
2 衆議院総選挙最高裁判所民審査費		49,966	49,966	49,966				1 報 酬	6,037	非常勤職員報酬 6,037 追加
								3 職員手当等	13,770	時間外勤務手当 13,770 追加
								7 報 償 費	102	報償金 102 追加 協力報償金
								8 旅 費	190	費用弁償 181 追加 普通旅費 9 追加
								10 需 用 費	1,173	消耗品費 984 追加 印刷製本費 85 追加 光熱水費 4 追加 電気使用料 修繕料 100 追加
								11 役 務 費	5,598	通信運搬費 5,538 追加 電信料 348 追加 郵便料 4,330 追加 運搬料 860 追加 手数料 57 追加 保険料 3 追加
								12 委 託 料	20,636	警備委託料 83 追加 設備保守点検委託料 742 追加

										シルバーセンター活用事業 委託料 2,838 追加 電算委託料 2,626 追加 ポスター掲示場設置委託料 4,334 追加 会場設営委託料 4,400 追加 封入封緘業務委託料 1,268 追加 広報誌等発行業務委託料 481 追加 選挙事務委託料 3,864 追加
								13 使用料及 び賃借料	1,376	物品借上料 323 追加 機器借上料 130 追加 自動車借上料 323 追加 会場借上料 600 追加
								17 備品購入費	1,084	庁用器具費 1,084 追加 交付機 他
計	34,528	49,966	84,494	49,966						

補正予算給与費明細書

特別職

区分		職員数	給与費							共済費	合計
			報酬	給料	地域手当	通勤手当	期末手当	退職手当	計		
補正後	長等	人 4	千円 —	千円 34,692	千円 5,204	千円 392	千円 20,592	千円 3,375	千円 64,255	千円 10,377	千円 74,632
	議員	22	160,085	—	—	—	69,635	—	229,720	46,698	276,418
	その他	1,055	118,589	—	—	—	—	—	118,589	—	118,589
	計	1,081	278,674	34,692	5,204	392	90,227	3,375	412,564	57,075	469,639
補正前	長等	4	—	34,692	5,204	392	20,592	3,375	64,255	10,377	74,632
	議員	22	160,085	—	—	—	69,635	—	229,720	46,698	276,418
	その他	879	116,752	—	—	—	—	—	116,752	—	116,752
	計	905	276,837	34,692	5,204	392	90,227	3,375	410,727	57,075	467,802
比較	長等	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0
	議員	0	0	—	—	—	0	—	0	0	0
	その他	176	1,837	—	—	—	—	—	1,837	—	1,837
	計	176	1,837	0	0	0	0	0	1,837	0	1,837

補正予算給与費明細書

一般職

()内は、短時間勤務職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(987) 人 682	千円 1,724,786	千円 2,792,025	千円 3,007,942	千円 7,524,753	千円 1,426,371	千円 8,951,124
補 正 前	(931) 人 682	1,720,586	2,792,025	2,994,172	7,506,783	1,426,371	8,933,154
比 較	(56) 人 0	4,200	0	13,770	17,970	0	17,970

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	増 減 事 由
	補 正 後	千円 157,524	第50回衆議院議員総選挙及び 第26回最高裁判所裁判官国民審査実施に伴う増加
	補 正 前	143,754	
	比 較	13,770	

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		16,518,100	—	16,518,100
	1 市 民 税	7,776,400	—	7,776,400
	2 固 定 資 産 税	6,554,000	—	6,554,000
	3 軽 自 動 車 税	132,700	—	132,700
	4 市 た ば こ 税	560,000	—	560,000
	5 入 湯 税	4,000	—	4,000
	6 都 市 計 画 税	1,491,000	—	1,491,000
2 地 方 譲 与 税		234,500	—	234,500
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	39,000	—	39,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	129,000	—	129,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	52,000	—	52,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	14,500	—	14,500
3 利 子 割 交 付 金		14,000	—	14,000
	1 利 子 割 交 付 金	14,000	—	14,000
4 配 当 割 交 付 金		130,000	—	130,000
	1 配 当 割 交 付 金	130,000	—	130,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		103,000	—	103,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	103,000	—	103,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 法 人 事 業 税 交 付 金		300,000	—	300,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	300,000	—	300,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,400,000	—	2,400,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,400,000	—	2,400,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		65,000	—	65,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	65,000	—	65,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		50,000	—	50,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	50,000	—	50,000
10 地 方 特 例 交 付 金		493,500	—	493,500
	1 地 方 特 例 交 付 金	493,000	—	493,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地 方 交 付 税		5,100,000	—	5,100,000
	1 地 方 交 付 税	5,100,000	—	5,100,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000	—	12,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000	—	12,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		322,131	—	322,131
	1 負 担 金	322,131	—	322,131

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		911,573	—	911,573
	1 使用料	652,118	—	652,118
	2 手数料	258,403	—	258,403
	3 証紙収入	1,052	—	1,052
15 国庫支出金		7,368,296	49,966	7,418,262
	1 国庫負担金	6,104,309	—	6,104,309
	2 国庫補助金	688,217	—	688,217
	3 国庫委託金	19,028	49,966	68,994
	4 国庫交付金	556,742	—	556,742
16 府支出金		3,493,597	—	3,493,597
	1 府負担金	2,691,947	—	2,691,947
	2 府補助金	411,950	—	411,950
	3 府委託金	4,467	—	4,467
	4 府交付金	385,233	—	385,233
17 財産収入		19,965	—	19,965
	1 財産運用収入	8,916	—	8,916
	2 財産売却収入	11,049	—	11,049
18 寄附金		206,168	—	206,168

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 寄 附 金	206, 168	—	206, 168
19 繰 入 金		3, 842, 576	—	3, 842, 576
	1 繰 入 金	3, 842, 576	—	3, 842, 576
20 諸 収 入		1, 222, 110	—	1, 222, 110
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	15, 000	—	15, 000
	2 市 預 金 利 子	30	—	30
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141, 600	—	141, 600
	4 収 益 事 業 収 入	400, 000	—	400, 000
	5 受 託 事 業 収 入	1, 500	—	1, 500
	6 雑 入	663, 980	—	663, 980
21 市 債		2, 893, 200	—	2, 893, 200
	1 市 債	2, 893, 200	—	2, 893, 200
22 繰 越 金		20, 753	—	20, 753
	1 繰 越 金	20, 753	—	20, 753
歳 入 合 計		45, 720, 469	49, 966	45, 770, 435

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		407,784	—	407,784
	1 議 会 費	407,784	—	407,784
2 総 務 費		4,709,146	49,966	4,759,112
	1 総 務 管 理 費	3,590,552	—	3,590,552
	2 徴 税 費	747,826	—	747,826
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	269,282	—	269,282
	4 選 挙 費	34,528	49,966	84,494
	5 統 計 調 査 費	20,709	—	20,709
	6 監 査 委 員 費	46,249	—	46,249
3 民 生 費		20,288,129	—	20,288,129
	1 社 会 福 祉 費	9,689,392	—	9,689,392
	2 児 童 福 祉 費	8,692,674	—	8,692,674
	3 生 活 保 護 費	1,905,683	—	1,905,683
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		4,250,268	—	4,250,268
	1 保 健 衛 生 費	2,717,582	—	2,717,582
	2 清 掃 費	1,532,686	—	1,532,686
5 労 働 費		13,688	—	13,688

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	13,688	—	13,688
6 農林水産業費		63,559	—	63,559
	1 農林費	63,559	—	63,559
7 商工費		273,046	—	273,046
	1 商工費	273,046	—	273,046
8 土木費		3,026,466	—	3,026,466
	1 土木管理費	478,651	—	478,651
	2 道路橋りょう費	582,120	—	582,120
	3 河川費	43,326	—	43,326
	4 都市計画費	1,756,723	—	1,756,723
	5 住宅費	165,278	—	165,278
	6 災害防止費	368	—	368
9 消防費		1,803,548	—	1,803,548
	1 消防費	1,803,548	—	1,803,548
10 教育費		6,321,444	—	6,321,444
	1 教育総務費	1,840,063	—	1,840,063
	2 小学校費	806,150	—	806,150
	3 中学校費	393,196	—	393,196

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 幼 稚 園 費	311,612	—	311,612
	5 給 食 セ ン タ ー 費	921,058	—	921,058
	6 社 会 教 育 費	2,049,365	—	2,049,365
11 公 債 費		4,322,245	—	4,322,245
	1 公 債 費	4,322,245	—	4,322,245
12 諸 支 出 金		46,858	—	46,858
	1 防 災 費	46,858	—	46,858
13 予 備 費		194,288	—	194,288
	1 予 備 費	194,288	—	194,288
歳 出 合 計		45,720,469	49,966	45,770,435

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	25,196,397	19,807	25,216,204
人件費	9,454,606	19,807	9,474,413
扶助費	11,419,546	—	11,419,546
公債費	4,322,245	—	4,322,245
投資的経費	2,843,168	—	2,843,168
その他	17,680,904	30,159	17,711,063
物件費	7,887,844	30,057	7,917,901
その他	9,793,060	102	9,793,162
合 計	45,720,469	49,966	45,770,435

一般会計

令和 6 年度		補正第 6 号		歳出款別節別内訳表												(単位：千円)	
款別 節別		1 議 会 費	2 総 務 費	3 民 生 費	4 衛 生 費	5 労 働 費	6 農 林 水 産 業 費	7 商 工 費	8 土 木 費	9 消 防 費	10 教 育 費	11 公 債 費	12 諸支出金	13 予 備 費	計		
1 報酬		162,388	168,228	353,766	99,653	1,380	8,392	14,618	19,347	24,494	1,151,071		123		2,003,460		
2 給料		32,716	668,889	566,224	308,569	3,197	11,531	7,442	176,059	488,027	564,063				2,826,717		
3 職員手当等		98,544	811,206	545,412	275,290	2,263	10,956	10,660	153,779	468,044	779,253		4,953		3,160,360		
4 共済費		59,794	292,825	281,887	134,443	1,097	4,929	6,160	72,430	185,041	444,840				1,483,446		
5 災害補償費			300							100	30				430		
6 恩給及び退職年金																	
7 報償費		121	92,730	22,868	59,291		700	1,800	20	3,579	65,344		436		246,889		
8 旅費		8,475	20,758	12,321	6,038	14	402	1,441	3,356	3,423	56,479				112,707		
9 交際費		1,000	1,600								485				3,085		
10 需用費		5,048	258,906	102,565	429,877	106	5,772	4,797	98,178	52,128	426,473		10,921		1,394,771		
11 役務費		1,280	141,974	41,090	14,827	87	180	996	966	6,723	29,573		6,062		243,758		
12 委託料		5,942	1,179,592	670,907	1,570,500		4,432	23,435	739,573	21,685	1,380,875		22,048		5,618,989		
13 使用料及び賃借料		1,778	477,830	36,425	16,073		786	2,147	139,854	2,909	261,676		14		939,492		
14 工事請負費		16,500		450,000	80,000				652,500	5,700	601,000				1,805,700		
15 原材料費				227	129				737	40	4,314				5,447		
16 公有財産購入費																	
17 備品購入費		45	10,956	15,817	23,616			60	149	97,293	77,380		1,424		226,740		
18 負担金補助及び交付金		14,153	138,541	2,313,656	157,835	5,544	5,173	61,478	104,444	423,765	395,372		824		3,620,785		
19 扶助費			185	11,322,637	24,888						71,836				11,419,546		
20 貸付金				2,224				138,000							140,224		
21 補償補填及び賠償金			100	2,266	11,072				3,030		9,050				25,518		
22 償還金利子及び割引料			279,086	275,011	189,051						2,298	4,322,245			5,067,691		
23 投資及び出資金																	
24 積立金			215,397	3,518	30,000			12	64				53		249,044		
25 寄附金																	
26 公課費			9	32	608					905	32				1,586		
27 繰出金				3,269,276	818,508		10,306		861,980	19,692					4,979,762		
予備費														194,288	194,288		
()%		(0.9)	(10.4)	(44.3)	(9.3)	(0.0)	(0.2)	(0.6)	(6.6)	(4.0)	(13.8)	(9.4)	(0.1)	(0.4)	(100.0)		
計		407,784	4,759,112	20,288,129	4,250,268	13,688	63,559	273,046	3,026,466	1,803,548	6,321,444	4,322,245	46,858	194,288	45,770,435		

一般会計

令和 6 年度		補正第 6 号		歳出性質別節別内訳表				(単位：千円)	
節別	性質別	義 務 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費		合 計
		人 件 費	扶 助 費	公 債 費	小 計		物 件 費	そ の 他	
1	報酬	2,003,460			2,003,460				2,003,460
2	給料	2,826,717			2,826,717				2,826,717
3	職員手当等	3,160,360			3,160,360				3,160,360
4	共済費	1,483,446			1,483,446				1,483,446
5	災害補償費	430			430				430
6	恩給及び退職年金								
7	報償費							246,889	246,889
8	旅費						112,707		112,707
9	交際費						3,085		3,085
10	需用費					120,000	1,274,771		1,394,771
11	役務費					1,439	242,319		243,758
12	委託料					393,959	5,225,030		5,618,989
13	使用料及び賃借料					774	938,718		939,492
14	工事請負費					1,805,700			1,805,700
15	原材料費						5,447		5,447
16	公有財産購入費								
17	備品購入費					110,916	115,824		226,740
18	負担金補助及び交付金					393,580		3,227,205	3,620,785
19	扶助費		11,419,546		11,419,546				11,419,546
20	貸付金							140,224	140,224
21	補償補填及び賠償金							25,518	25,518
22	償還金利子及び割引料			4,322,245	4,322,245			745,446	5,067,691
23	投資及び出資金								
24	積立金							249,044	249,044
25	寄附金								
26	公課費							1,586	1,586
27	繰出金					16,800		4,962,962	4,979,762
	予備費							194,288	194,288
	計 ()%	(20.7)	(25.0)	(9.4)	(55.1)	(6.2)	(17.3)	(21.4)	(100.0)
		9,474,413	11,419,546	4,322,245	25,216,204	2,843,168	7,917,901	9,793,162	45,770,435

議案第 76 号

池田市官民連携まちなか広場条例の制定について

池田市官民連携まちなか広場条例を次のように制定する。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

池田市官民連携まちなか広場を設置するため、本条例を制定するものである。

池田市官民連携まちなか広場条例（案）

（設置）

第1条 まちなかにおいて、事業者等が催し、販売等の事業を実施するための場を提供することによって官民が連携しながら、多様な人々が集い、憩い、及び交流する滞在空間並びに居心地が良く歩きたくなる都市空間を創出し、もってまちなかにおけるにぎわいの創出及び豊かな市民生活を実現するため、池田市官民連携まちなか広場（以下「広場」という。）を設置する。

（名称等）

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
池田駅南広場	池田市呉服町9番ほか

2 広場の区域は、規則で定める。

（事業）

第3条 広場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 広場における催し、販売等の事業を実施するための場の提供に関すること。
- (2) 広場における催し、販売等の事業の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広場における滞在の快適性等の向上（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第2項第5号に規定する滞在の快適性等の向上をいう。）及び広場の周辺における同条第3項第2号に規定する一体型滞在快適性等向上事業の推進に関すること。

（指定管理者による管理）

第4条 広場の管理は、法人その他の団体であつて地方自治法（昭和22年法

律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 広場の使用の許可に関する業務
 - (2) 広場の維持管理に関する業務
 - (3) 第1条に規定する広場の設置目的を達成するために必要な業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、広場の管理運営上市長が必要と認める業務
- (指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、同条の規定により提出された書類を審査した上で指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(指定の取消し等に係る賠償)

第8条 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(行為の禁止)

第9条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すこと。
- (2) 暴力、騒音、放歌等により他人に危害又は迷惑を及ぼすこと。
- (3) 広場の施設又は附属設備を毀損し、滅失し、又は汚損すること。
- (4) 工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)、物品等を放置すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理運営上禁止する必要があると市長が認める行為をすること。

2 広場において次に掲げる行為をしようとする者は、次条第1項の規定により広場の専用使用と併せて指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、広場の管理運営上指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 興行、展示会、集会、演説、競技会その他これらに類する催し（以下「興行等」という。）をすること。

(2) 物品の販売、宣伝、勧誘、寄附の募集その他これらに類する行為をすること。

(3) 広告物その他これに類する物を表示し、配布し、又は散布すること。

(4) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為（以下「写真撮影等」という。）をすること。

(5) 工作物等を設置すること。

(6) 火気を使用すること。

(7) 車両を進入させ、又は留め置くこと（自転車を降車して移動させる行為を除く。）。

(8) 球戯をし、スケートボードをし、ローラースケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

（広場の専用使用）

第10条 広場の専用使用（工作物等を設置するための工事による使用を含む。以下同じ。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 広場の管理運営上支障がないと指定管理者が認める場合に限り、深夜（午後9時から翌日の午前9時までをいう。以下同じ。）において、部分専用使用（使用面積20平方メートルを上限として広場の専用使用をすることをい

う。以下同じ。)により工作物等を設置するための資材等を留置し、又は工作物等の設置に係る工事中の状態若しくは工作物等を設置した状態にして広場の専用使用をすることができる。この場合において、当該広場の専用使用をする者は、交通上、安全上、防火上及び衛生上の措置その他広場の管理運営上指定管理者が必要と認める措置を講じ、指定管理者の確認を受けなければならない。

3 前項の規定による深夜における部分専用使用においては、興行等、販売等の事業を実施し、又は工作物等（工作物等を設置するための資材等を含む。）の搬出入若しくは工作物等の設置等に係る工事をすることができない。

4 指定管理者は、第1項の許可に当たり広場の管理運営上必要があると認めるときは、その広場の専用使用について条件を付することができる。

（使用の制限）

第11条 指定管理者は、広場の専用使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広場の専用使用を許可しない。

(1) 第1条に規定する広場の設置目的に反するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 広場の施設又は附属設備を毀損し、滅失し、又は汚損するおそれがあるとき。

(4) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団の利益になるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理運営上支障があるとき。

2 広場の専用使用において次に掲げる工作物等を設置する場合は、当該工作物等の設置が規則で定める技術的基準に適合しなければならない。この場合において、当該工作物等を設置したときは、この項前段の規定に適合しているかどうかについて、指定管理者の確認を受けなければならない。

- (1) 興行等のため設けられる仮設工作物
 - (2) 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - (3) 写真撮影等のため設けられる仮設工作物
- 3 前項に定めるもののほか、広場の専用使用において設置することができない工作物等については、規則で定める。

(使用料)

第12条 第10条第1項の規定により広場の専用使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、前納によらないで納付することができる。

- 2 市長は、規則で定めるところにより、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第13条 市長は、規則で定めるところにより、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用者の原状回復の義務)

第14条 使用者は、広場の専用使用を終了したときは、直ちにその専用使用した広場を原状に回復しなければならない。

(監督処分)

第15条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第10条第1項の規定によりした広場の専用使用の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは同条第4項の規定により付した条件を変更し、又は行為若しくは工作物等の設置に係る工事を中止し、設置した工作物等の改築、移転、除却その他当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な措置を講じ、広場を原状に回復し、若しくは広場から退場することを命ずること（次項において「許可の取消し等」という。）ができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
 - (2) 偽りその他不正な手段により広場の専用使用の許可を受けた者
- 2 市長又は指定管理者は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、許可の取消し等を行うことができる。
- (1) 災害その他不可抗力により広場の管理運営上やむを得ない事由が発生した場合
 - (2) 広場の保全又は公衆の広場の使用に支障が生じた場合
 - (3) 広場の維持管理に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合
- 3 市長は、前2項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び第8項において「命令対象者」という。）を確知することができないときは、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合において、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ告示しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第8項において「所有者等」という。）に対して当該工作物等を返還するため、規則で定める事項を告示するとともに、当該保管した工作物等について記録した保管工作物等一覧簿を事務所に備え付け、かつ、これを関係者に対して閲覧に供し

なければならない。

- 6 市長は、第4項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による告示の日から起算して2週間（工作物等が特に貴重な物であるときは、3か月）を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、規則で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 7 市長は、前項に規定する工作物等の価額が著しく低い場合において、同項の規定による工作物等の売却につき買取人がないとき、又は売却するに当たって買取人がないことが明らかであるときは、当該工作物等を廃棄することができる。
- 8 第3項から前項までの規定による工作物等の除却、保管、売却その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他命令対象者の負担とする。
- 9 第5項の規定による告示の日から起算して6か月を経過してもなお第4項の規定により保管した工作物等（第6項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、市に帰属する。
- 10 第9条第1項（第4号に係る部分に限る。）若しくは第2項（第5号に係る部分に限る。）又は前条の規定に違反する行為により使用者に損害が生じてても、市は、その賠償の責めを負わない。

（損害賠償の義務）

- 第16条 広場の施設又は附属設備を毀損し、滅失し、又は汚損した者は、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない

ない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第18条 第15条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 令和7年4月1日

(2) 第4条から第8条までの規定 公布の日から起算して2年6か月を超えない範囲内において規則で定める日

(準備行為)

2 広場の専用使用の許可その他の広場の専用使用に関する手続は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

3 指定管理者の指定その他の広場の指定管理者に関する手続は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「第2号施行日」という。）前においても、第6条から第8条までの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

4 第2号施行日の前日までの間は、第9条第2項、第10条第1項、第2項及び第4項並びに第11条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とし、第15条第1項及び第2項中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」とする。

(議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する

条例の一部改正)

- 5 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例（昭和39年池田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(38)官民連携まちなか広場

(池田市暴力団の排除に関する条例の一部改正)

- 6 池田市暴力団の排除に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中22の項を23の項とし、7の項から21の項までを1項ずつ繰り下げ、6の項の次に次のように加える。

7	池田市官民連携まちなか広場条例（令和6年池田市条例第 号）
---	-------------------------------

別表（第12条関係）

池田駅南広場の専用使用に係る使用料の額

(1) エリアによる専用使用

時間区分 使用区分		朝	昼	夜	朝昼	昼夜	全日	1時間 使用
平日	全エリア	18,750円	25,000円	18,750円	50,000円	50,000円	75,000円	6,250円
	中央エリア	9,300円	12,400円	9,300円	24,800円	24,800円	37,200円	3,100円
	東エリア	6,600円	8,800円	6,600円	17,600円	17,600円	26,400円	2,200円
	西エリア	2,850円	3,800円	2,850円	7,600円	7,600円	11,400円	950円
休日等	全エリア	37,500円	50,000円	37,500円	100,000円	100,000円	150,000円	12,500円
	中央エリア	18,600円	24,800円	18,600円	49,600円	49,600円	74,400円	6,200円
	東エリア	13,200円	17,600円	13,200円	35,200円	35,200円	52,800円	4,400円
	西エリア	5,700円	7,600円	5,700円	15,200円	15,200円	22,800円	1,900円

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 朝 午前9時から正午までの時間区分をいう。

- (2) 昼 午後 1 時から午後 5 時までの時間区分をいう。
- (3) 夜 午後 6 時から午後 9 時までの時間区分をいう。
- (4) 朝昼 午前 9 時から午後 5 時までの時間区分をいう。
- (5) 昼夜 午後 1 時から午後 9 時までの時間区分をいう。
- (6) 全日 午前 9 時から午後 9 時までの時間区分をいう。
- (7) 1 時間使用 時間区分によらない 1 時間を単位とする区分をいう。
- (8) 平日 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日以外の日をいう。
- (9) 休日等 平日以外の日をいう。

2 その受けた許可に係る時間を超えて専用使用をしたときは、その超えた時間 1 時間までごとにつき、この表に定める 1 時間使用の額の使用料を徴収する。

(2) 部分専用使用

使用区分		使用料の額
平日	使用面積 10 平方メートル以下	1 日につき 2, 000 円
	使用面積 10 平方メートルを超え 20 平方メートル以下	1 日につき 4, 000 円
休日等	使用面積 10 平方メートル以下	1 日につき 4, 000 円
	使用面積 10 平方メートルを超え 20 平方メートル以下	1 日につき 8, 000 円

備考 この表において、「平日」とは日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいい、「休日等」とは平日以外の日をいう。

池田市官民連携まちなか広場条例の制定について

- 1 まちなかにおいて、事業者等が催し、販売等の事業を実施するための場を提供することによって官民が連携しながら、多様な人々が集い、憩い、及び交流する滞在空間並びに居心地が良く歩きたくなる都市空間を創出し、もってまちなかにおけるにぎわいの創出及び豊かな市民生活を実現するため、池田市官民連携まちなか広場（以下「広場」という。）を設置するものであること。

（第 1 条関係）

- 2 広場の名称、位置及び区域について定めるものであること。

（第 2 条関係）

- 3 広場が行う事業について定めるものであること。

（第 3 条関係）

- 4 広場の管理は、指定管理者に行わせることとするものであること。

（第 4 条関係）

- 5 指定管理者が行う業務について定めるものであること。

（第 5 条関係）

- 6 指定管理者の指定の申請の手続について定めるものであること。

（第 6 条関係）

- 7 指定管理者の指定の手続について定めるものであること。

（第 7 条関係）

- 8 指定管理者の指定の取消し等を行った場合において、市は賠償の責めを負わないことを定めるものであること。

（第 8 条関係）

9 広場における禁止行為について定めるものであること。

(第9条関係)

10 広場の専用使用に係る手続について定めるものであること。

(第10条関係)

11 広場の専用使用の際の制限について定めるものであること。

(第11条関係)

12 広場の専用使用に係る使用料について定めるものであること。

(第12条関係)

13 広場の専用使用に係る使用料の還付について定めるものであること。

(第13条関係)

14 広場の専用使用を終了した際の原状回復の義務について定めるものであること。

(第14条関係)

15 広場の専用使用の許可の取消しその他の監督処分について定めるものであること。

(第15条関係)

16 広場の施設又は附属設備の毀損等をした場合における損害賠償の義務について定めるものであること。

(第16条関係)

17 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものであること。

(第17条関係)

18 過料について定めるものであること。

(第18条関係)

19 この条例は、令和7年8月1日から施行するものであること。ただし、4から8までについては、公布の日から起算して2年6か月の範囲内にお

いて規則で定める日から施行するものであること。また、関係条例の規定を整備し、並びに準備行為及び経過措置に係る規定を設け、当該準備行為に係る規定のうち広場の専用使用に関する手続に係るものについては、令和7年4月1日から施行するものであること。

(附則関係)

20 広場の使用料の額について定めるものであること。

(別表関係)

議案第76号 参 考

池田市官民連携まちなか広場条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後												
1 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例 第1条 （略） （議決すべき公の施設の利用） 第2条 次に掲げる重要な公の施設について、1年を超える期間にわたる独占的な利用をさせるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号の規定により、議会の議決を経なければならない。 （1）～（37） （略） 第3条 （略） 2 池田市暴力団の排除に関する条例 本則 （略） 別表（第2条関係） <table><tr><td></td><td>件名</td></tr><tr><td>1～6</td><td>（略）</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		件名	1～6	（略）			1 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例 第1条 （略） （議決すべき公の施設の利用） 第2条 次に掲げる重要な公の施設について、1年を超える期間にわたる独占的な利用をさせるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号の規定により、議会の議決を経なければならない。 （1）～（37） （略） <u>（38）官民連携まちなか広場</u> 第3条 （略） 2 池田市暴力団の排除に関する条例 本則 （略） 別表（第2条関係） <table><tr><td></td><td>件名</td></tr><tr><td>1～6</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>7</u></td><td><u>池田市官民連携まちなか広場条例（令和6年池田市条例第 号）</u></td></tr></table>		件名	1～6	（略）	<u>7</u>	<u>池田市官民連携まちなか広場条例（令和6年池田市条例第 号）</u>
	件名												
1～6	（略）												
	件名												
1～6	（略）												
<u>7</u>	<u>池田市官民連携まちなか広場条例（令和6年池田市条例第 号）</u>												

改正前		改正後	
<u>7～22</u>	(略)	<u>8～23</u>	(略)

池田市手数料条例の一部改正について

池田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

狂犬病予防法の特例制度への本市の参加に伴い、マイクロチップが装着され環境大臣の登録を受けた犬にあっては、同法の規定による市長の登録に係る手続が不要となり、従来の事務作業がなくなることから、当該手続の手数料に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

池田市手数料条例（昭和 5 1 年池田市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 3 3 の項中「犬の」を「狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 4 条第 2 項の規定に基づく犬の」に改め、「登録」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 9 条の 7 第 2 項の規定により狂犬病予防法第 4 条第 1 項の規定による登録の申請があったものとみなされる場合を除く。）」を加え、同表の 3 4 の項中「狂犬病予防注射済票交付」を「狂犬病予防法第 5 条第 2 項の規定に基づく狂犬病予防注射済票の交付」に改め、同表の 3 5 の項中「犬」を「狂犬病予防法施行令（昭和 2 8 年政令第 2 3 6 号）第 1 条の 2 の規定に基づく犬」に改め、同表の 3 6 の項中「狂犬病予防注射済票再交付」を「狂犬病予防法施行令第 3 条の規定に基づく狂犬病予防注射済票の再交付」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

池田市手数料条例の一部改正について

- 1 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）の規定による犬の登録に係る事務の手数料を定める規定において、手数料が掛かる当該事務から、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）の規定による狂犬病予防法の特例制度（マイクロチップが装着され環境大臣の登録を受けた犬に関する情報について、市町村長がその求めによって環境大臣から通知を受けた場合には、狂犬病予防法の規定による市町村長の登録に係る申請があったものとみなし、装着したマイクロチップを当該市町村長の登録を受けた犬について交付する鑑札とみなすこととする特例制度をいう。）の適用を受ける場合について除外するものであること。また、文言の整備を行うものであること。

（別表関係）

- 2 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第77号 参 考

池田市手数料条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前			改 正 後		
本則（略）			本則（略）		
別表			別表		
1～32	(略)		1～32	(略)	
33	<u>犬の登録</u>	(略)	33	<u>狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定による登録の申請があつたものとみなされる場合を除く。）</u>	(略)
34	<u>狂犬病予防注射済票交付</u>		34	<u>狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく狂犬病予防注射済票の交付</u>	
35	<u>犬の鑑札の再交付</u>		35	<u>狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付</u>	
36	<u>狂犬病予防注射済票再交付</u>		36	<u>狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく狂犬病予防注射済票の再交付</u>	
37～51	(略)		37～51	(略)	
備考（略）			備考（略）		

市営住宅等指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 石橋住宅及びその共同施設、秦野住宅、狭間池住宅及びその共同施設、古江住宅及びその共同施設、借上住宅アルビス五月ヶ丘、借上住宅アルビス緑丘並びに神田住宅及びその共同施設
- 2 指 定 管 理 者 兵庫県西宮市六湛寺町 9 番 16 号
日本管財株式会社
- 3 指 定 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 12 月 3 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市営住宅条例第 19 条の規定により、上記の施設の管理を行わせるものである。

指定管理者候補者の概要及び選定経過について

1 指定管理者候補者の概要

- (1) 候補者 日本管財株式会社
- (2) 代表者 代表取締役社長 福田 慎太郎
- (3) 設立 昭和40年10月27日
- (4) 機構
- | | | | |
|---------|----|--------|----|
| 代表取締役社長 | 1名 | 専務取締役 | 1名 |
| 取締役 | 2名 | 取締役相談役 | 1名 |
| 監査役 | 1名 | | |
- (5) 事業概要（定款から引用）
- ア 建物及び関連設備に関するメンテナンス業務
- イ 警備の請負及び警備の保障に関する業務
- ウ 焼却炉、上水道、下水道、その他環境衛生施設の設備運転維持及び点検保守管理業務
- エ 労働者派遣業務
- オ 有料職業紹介業務
- カ 不動産の管理、賃貸、売買、仲介に関する情報収集、提供及びコンサルティング業務及びこれらの斡旋、代行、調査、検査、鑑定等に関する業務
- キ 不動産、不動産証券化商品等に関する投資顧問業務とこれに関する事業の仲介、代理、調査及びコンサルティング業務
- ク 信託受益権の保有、運用、管理及び売買並びにこれに関する事業の仲介、代理、調査及びコンサルティング業務
- ケ 宅地建物取引業及びそのコンサルティング業務

- コ 当会社が株式又は持分を取得、保有する会社に対して行う助言、経営指導その他コンサルタント業務
- サ 商品流通センターにおける各種製品の選別、包装、梱包、入出庫作業に関する業務
- シ 建築設計及び監理ならびに一級建築士事務所の経営
- ス 建築工事、土木工事、電気工事、塗装工事、防水工事及び管工事、機械器具設置工事、水道施設工事、内装仕上工事の施工ならびに請負業務
- セ 産業廃棄物の処理に関する業務
- ソ 消防、昇降機、冷暖房、空気調和、給排水、衛生設備等の諸工事及び点検保守管理業務
- タ 凝集剤等水処理用工業薬品の販売
- チ インテリア用品、家具、家庭用電気製品、日用品雑貨及び食料品の販売
- ツ 催事、広告、印刷物、音声、映像の企画、編集、製作、管理業務
- テ 前各号に付帯、関連する一切の業務

2 指定管理者候補者の選定経過

(1) 選定までのスケジュール

募集要項配布期間 令和6年9月4日～令和6年9月18日

申請受付期間 令和6年9月6日～令和6年10月7日

選定委員会 令和6年10月18日

(2) 応募団体数 2団体

(3) 評価結果（池田市営住宅等指定管理者選定・評価委員会）

	指定管理者候補者	A団体
平均点	72.2点	70.7点

（各委員持点 100点）

議案第 79 号

池田城跡公園指定管理者及び池田城跡緑道公園
指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 池田城跡公園及び池田城跡緑道公園
- 2 指 定 管 理 者 兵庫県西宮市甲子園浦風町 16 番 24 号
阪神園芸株式会社
- 3 指 定 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 12 月 3 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市都市公園条例第 16 条の規定により、上記の施設の管理を行わせるものである。

指定管理者候補者の概要及び選定経過について

1 指定管理者候補者の概要

- (1) 候補者 阪神園芸株式会社
- (2) 代表者 代表取締役 久保田 晃司
- (3) 設立 昭和43年9月10日
- (4) 機 構 代表取締役 1名 取締役 2名
専務取締役 3名 監査役 2名
常務取締役 3名
- (5) 管理実績

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間、同団体を池田城跡公園及び池田城跡緑道公園の指定管理者に指定している。

2 指定管理者候補者の選定経過

(1) 選定までのスケジュール

募集要項配布期間 令和6年9月5日～令和6年10月4日

申請受付期間 令和6年9月5日～令和6年10月4日

選定委員会 令和6年10月16日

(2) 応募団体数 1団体

(3) 評価結果（池田市都市緑化植物園等指定管理者選定・評価委員会）

平均点 132.0点（各委員持点 150点）

議案第 80 号

五月山緑地第1駐車場指定管理者、猪名川緑地駐車場指定管理者、空港緑地グラウンド指定管理者、五月山体育館指定管理者、テニスコート指定管理者、猪名川運動場指定管理者及び池田市立総合スポーツセンター指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 五月山緑地第1駐車場、猪名川緑地駐車場、空港緑地グラウンド、五月山体育館（杉ヶ谷公園その他の周辺施設（別紙参照）を含む。）、テニスコート、猪名川運動場及び池田市立総合スポーツセンター
- 2 指 定 管 理 者 池田市姫室町1番1号
一般財団法人池田みどりスポーツ財団
- 3 指 定 期 間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年12月3日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

池田市都市公園条例第16条、池田市都市公園運動施設条例第3条及び池田市立総合スポーツセンター条例第3条の規定により、上記の施設の管理を行わせるものである。

指定管理者候補者の概要及び選定経過について

1 指定管理者候補者の概要

- (1) 候補者 一般財団法人池田みどりスポーツ財団
- (2) 代表者 理事長 小林 勝明
- (3) 設 立 平成元年 4 月 1 日
- (4) 機 構 理事長 1 名 副理事長 1 名
 常務理事 1 名 理事 3 名
 監事 1 名

(5) 管理実績

○管理運営委託

五月山緑地第 1 駐車場	平成 8 年 10 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日
猪名川緑地駐車場	平成 10 年 6 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日
五月山体育館	平成 8 年 10 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日
テニスコート	平成 7 年 4 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日
猪名川運動場	平成 8 年 4 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日
池田市立総合スポーツセンター	平成 8 年 4 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日

○指定管理者

上記各施設	平成 16 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 (5 期)
空港緑地グラウンド	令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 (1 期)

2 指定管理者候補者の選定経過

(1) 選定までのスケジュール

募集要項配布期間 令和6年8月16日～令和6年9月17日

申請受付期間 令和6年8月16日～令和6年9月17日

選定委員会 令和6年10月10日

(2) 応募団体数 1団体

(3) 評価結果（池田市都市公園運動施設等指定管理者選定・評価委員会）

平均点 111.9点（各委員持点 140点）

都市計画公園等指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 別紙のとおり
- 2 指 定 管 理 者 池田市姫室町 1 番 1 号
池田都市公園パークマネジメント共同企業体
- 3 指 定 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市都市公園条例第 1 6 条の規定により、上記の施設の管理を行わせるものである。

別紙 池田市の都市計画公園等一覧

	名称	所在地（地番）	面積（㎡）
1	渋谷公園	渋谷 1 丁目 70	5,419
2	辻ヶ池公園	上池田 2 丁目 1441 番地	7,690
3	光明公園	城南 3 丁目 70 番地	3,558
4	豊島公園	豊島北 1 丁目 126 番 3	816
5	井口堂公園	井口堂 1 丁目 4, 45 番 1.3.4, 455 番 1	2,892
6	満寿美公園	満寿美町 722 番 12.14	1,777
7	桃園公園	桃園 1 丁目 1129 番 3.5	1,242
8	山之手公園	五月丘 5 丁目 24 番地	4,977
9	横岡公園	五月丘 2 丁目 45 番地	6,304
10	塩塚公園	五月丘 1 丁目 47 番	6,107
11	鉢塚公園	鉢塚 2 丁目 628 番 1 外	2,392
12	石橋公園	井口堂 3 丁目 311 番 1	4,877
13	石橋前池公園	石橋 4 丁目 198 番 3	959
14	池田駅前公園	菅原町 7610 番地, 608 番 1.2.3.4.5, 609 番 1.3.4, 610 番 1	4,478
15	石橋南公園	石橋 4 丁目 21-3	1,775
16	石橋玉坂公園	石橋 3 丁目 47 番 1, 47 番 6	1,433
17	豊島野公園	天神 1 丁目 74 番 3	11,645
18	石橋駅前公園	石橋 1 丁目 101 番 1.6.30.42.52	9,741
19	茶臼山公園	五月丘 1 丁目 42	13,265
20	水月公園	鉢塚 3 丁目 413 番地	32,083
21	五月丘緑地	五月丘 1 丁目 74 番地外	14,693
22	早苗の森公園	神田 4 丁目 1128 番 1	962
23	駒の森公園	豊島南 1 丁目 810 番 1	2,074
24	新宅公園	木部町 36 番 3.6.7, 44 番 4	204
25	古江公園	古江町 420, 8 番 1, 8 番 2, 19 番 1	977
26	宇保公園	宇保町 3561	273
27	石橋 2 丁目公園	石橋 2 丁目	2,016
28	荘園 1 丁目第 1 公園	荘園 1 丁目 99 番 24	342
29	豊島北 2 丁目公園	豊島北 2 丁目 46 番 2	230
30	秦野東公園	旭丘 1 丁目 408	348
31	緑丘 2 丁目公園	緑丘 2 丁目 495	597
32	鉢塚 3 丁目公園	鉢塚 3 丁目 47 番 2, 95 番 2	219
33	住吉公園	住吉 2 丁目	1,293
34	石橋東公園	石橋 4 丁目 178 番	1,325
35	石橋西公園	石橋 4 丁目 167 番 2, 331 番 11	2,242
36	豊島東公園	豊島南 1 丁目 11 番 6, 6 番 4	2,712
37	神田東公園	神田 3 丁目 320 番 12, 290 番 1	3,929
38	城南 3 丁目公園	城南 3 丁目 157 番 1 の一部	398
39	石橋 4 丁目第 2 公園	石橋 4 丁目 331 番 5.6	306
40	宮の前公園	住吉 2 丁目	821
41	石橋 3 丁目公園	石橋 3 丁目 245 番 1.2	137
42	豊島南 1 丁目公園	豊島南 1 丁目 300 番 4	180
43	住吉 2 丁目新池公園	住吉 2 丁目 9 番 22	135
44	神田 1 丁目第 1 公園	神田 1 丁目 1312 番 5.6.11	645

45	鉢塚 2 丁目第 1 公園	鉢塚 2 丁目 433	635
46	旭丘 3 丁目第 2 公園	旭丘 3 丁目 300 番 2	308
47	渋谷 1 丁目第 1 公園	渋谷 1 丁目 467 番 1	774
48	古江寺山公園	古江町 129	598
49	神田 1 丁目第 2 公園	神田 2 丁目 893 番 3	573
50	渋谷 1 丁目第 2 公園	渋谷 2 丁目 40	667
51	吉田公園	吉田町 16	265
52	城山第 2 公園	城山町 3222	415
53	鉢塚 2 丁目第 3 公園	鉢塚 2 丁目 229 番 3	299
54	杉ヶ谷西公園	城山町 68 番 1	331
55	栄本町公園	栄本町 3146 番 1	243
56	緑丘 1 丁目第 2 公園	緑丘 1 丁目 279 番 4	166
57	旭丘 3 丁目第 1 公園	旭丘 3 丁目 301 番 4	162
58	陽田北公園	木部町 205 番 1	125
59	鉢塚 2 丁目第 2 公園	鉢塚 2 丁目 212 番 1	331
60	緑丘 1 丁目第 1 公園	緑丘 1 丁目 412-11	205
61	五月丘 3 丁目公園	五月丘 3 丁目 18-5	215
62	天神 2 丁目公園	天神 2 丁目地内	365
63	古江南公園	古江町 605	161
64	東畑公園	畑 4 丁目 1298	1, 255
65	南畑公園	畑 1 丁目 590-1	1, 575
66	陽田南公園	木部町 177-10	142
67	木部公園	木部町 153, 152	190
68	住吉 1 丁目公園	住吉 1 丁目 3-12	122
69	伏尾台第 1 公園	伏尾台 1 丁目 16-13	4, 587
70	伏尾台第 2 公園	伏尾台 1 丁目 6-10	628
71	城山第 1 公園	城山町 227-3	105
72	伏尾台北公園	伏尾台 1 丁目 175	1, 468
73	伏尾台北中央公園	伏尾台 3 丁目 8	1, 821
74	伏尾台中央公園	伏尾台 3 丁目 7	8, 318
75	西畑公園	畑 3 丁目 823-2 他	1, 283
76	北轟木公園	住吉 1 丁目 15-1. 21	400
77	伏尾台 1 丁目第 1 公園	伏尾台 1 丁目 177	539
78	伏尾台 1 丁目第 2 公園	伏尾台 1 丁目 178	131
79	伏尾台 2 丁目第 1 公園	伏尾台 2 丁目 105	72
80	伏尾台 2 丁目第 2 公園	伏尾台 2 丁目 106	178
81	伏尾台 2 丁目第 3 公園	伏尾台 2 丁目 107	114
82	伏尾台 2 丁目第 4 公園	伏尾台 2 丁目 108	96
83	伏尾台 2 丁目第 5 公園	伏尾台 2 丁目 109	97
84	伏尾台 2 丁目第 6 公園	伏尾台 2 丁目 110	181
85	伏尾台 2 丁目第 7 公園	伏尾台 2 丁目 111	141
86	伏尾台 3 丁目公園	伏尾台 3 丁目 106	253
87	伏尾台センタープラザ	伏尾台 3 丁目 4-2	801
88	伏尾台 4 丁目公園	伏尾台 4 丁目 105, 112	345
89	伏尾台西公園	伏尾台 1 丁目 176 他	11, 120
90	伏尾台東公園	伏尾台 4 丁目 13	1, 781
91	伏尾台南公園	伏尾台 5 丁目 4	3, 237

92	荒堀川公園	渋谷 3 丁目 1579, 1580	785
93	室町公園	槻木町 169-4 他	759
94	城南 2 丁目公園	城南 2 丁目 178-2 他	368
95	畑 4 丁目公園	畑 4 丁目 283-27	102
96	池田駅前てるてる広場	栄町 1, 2, 3 の一部	823
97	五月丘 2 丁目第 1 公園	五月丘 2 丁目 21-3	107
98	荘園 1 丁目第 2 公園	荘園 1 丁目 24-1 他	920
99	渋谷 1 丁目第 3 公園	渋谷 1 丁目 5-3	114
100	旭丘 1 丁目第 1 公園	旭丘 1 丁目 30-2	188
101	宇保第 2 公園	宇保町 184-2, 197-1	1, 738
102	鉢塚 1 丁目公園	鉢塚 1 丁目 303-7	573
103	脇塚公園	神田 2 丁目 669, 670	635
104	東山公園	東山町 423	731
105	ちばら公園	畑 1 丁目 1854, 1855	2, 818
106	あびこ公園	畑 1 丁目 927	370
107	きのもと公園	畑 2 丁目 749, 750	2, 393
108	伏尾台 5 丁目公園	伏尾台 5 丁目 1-302	446
109	石橋 2 丁目第 2 公園	石橋 2 丁目 106-9	110
110	住吉 1 丁目第 2 公園	住吉 1 丁目 38-7, 44-19	149
111	五月丘 1 丁目第 2 公園	五月丘 2 丁目 26-7	150
112	畑 5 丁目第 2 公園	畑 5 丁目 1-73	156
113	木部高架下第 1 公園	木部町 180-3	1, 189
114	木部高架下第 2 公園	木部町 177-13 他	2, 238
115	つづみ公園	古江町 1-223	67
116	木部高架下第 3 公園	木部町 34-1, 62-1, 77-5	1, 741
117	城山第 3 公園	城山町 3213-1. 2. 3. 4	310
118	豊島南 2 丁目公園	豊島南 2 丁目 101-20	100
119	緑丘 2 丁目第 2 公園	緑丘 2 丁目 534-39	295
120	畑 5 丁目第 1 公園	畑 5 丁目 1192-3	102
121	槻木町第 1 公園	槻木町 169-63 他	628
122	城南 3 丁目第 2 公園	城南 3 丁目 103-95	1, 101
123	神田 4 丁目第 1 公園	神田 4 丁目 1574-2	100
124	ビリケンプラザ	栄本町 3151-2	48
125	五月丘 5 丁目緑地	五月丘 5 丁目 61-2	602
126	鉢塚 3 丁目第 2 公園	鉢塚 3 丁目 86-14	100
127	豊島南 2 丁目第 2 公園	豊島南 2 丁目 201-3, 203-2. 3	188
128	神田 4 丁目第 2 公園	神田 4 丁目 1618-13	124
129	畑 2 丁目公園	畑 2 丁目 546-12	374
130	荘園 2 丁目第 1 公園	荘園 2 丁目 31-5	105
131	渋谷丘公園	五月丘 4 丁目 28	817
132	豊島北 1 丁目第 1 公園	豊島北 1 丁目 69 番 7	94

指定管理者候補者の概要及び選定経過について

1 指定管理者候補者の概要

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| (1) 候補者 | 池田都市公園パークマネジメント共同企業体 |
| (2) 代表者 | 一般財団法人池田みどりスポーツ財団
理事長 小林 勝明 |
| (3) 設立 | 令和元年８月３０日 |
| (4) 構成団体 | 一般財団法人池田みどりスポーツ財団
株式会社日比谷アメニス 大阪支店 |
| (5) 管理実績 | |

令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの間、同団体を都市計画公園等の指定管理者に指定している。

2 指定管理者候補者の選定経過

- (1) 選定までのスケジュール
- | | |
|----------|--------------------|
| 募集要項配布期間 | 令和6年9月5日～令和6年10月4日 |
| 申請受付期間 | 令和6年9月5日～令和6年10月4日 |
| 選定委員会 | 令和6年10月16日 |
- (2) 応募団体数 1 団体
- (3) 評価結果（池田市都市緑化植物園等指定管理者選定・評価委員会）
- | | |
|-----|----------------------|
| 平均点 | 129.2 点（各委員持点 150 点） |
|-----|----------------------|

池田市教育委員会委員の任命について

下記の者を池田市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

木 村 和 美

 生

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市教育委員会委員木村和美氏は、来る令和 6 年 1 2 月 2 3 日をもって任期満了となるため、その後任を任命するものである。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦に関する諮問について

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

金 子 丈 雄

[REDACTED] 生

住 所

[REDACTED]

氏 名

小野瀬 みどり

[REDACTED] 生

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

人権擁護委員金子丈雄氏、小野瀬みどり氏は、来る令和 7 年 6 月 30 日をもって任期満了となるため、その後任委員の推薦を必要とするものである。

議案第 83 号

令和 6 年度池田市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度池田市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 163,788 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,934,223 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金			7,418,262	79,502	7,497,764
		2 国 庫 補 助 金	688,217	56,622	744,839
		4 国 庫 交 付 金	556,742	22,880	579,622
16 府 支 出 金			3,493,597	386	3,493,983
		2 府 補 助 金	411,950	386	412,336
19 繰 入 金			3,842,576	30,000	3,872,576
		1 繰 入 金	3,842,576	30,000	3,872,576
21 市 債			2,893,200	53,900	2,947,100
		1 市 債	2,893,200	53,900	2,947,100
歳 入 合 計			45,770,435	163,788	45,934,223

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		20,288,129	47,656	20,335,785
	1 社 会 福 祉 費	9,689,392	47,656	9,737,048
8 土 木 費		3,026,466	116,700	3,143,166
	4 都 市 計 画 費	1,756,723	116,700	1,873,423
13 予 備 費		194,288	△568	193,720
	1 予 備 費	194,288	△568	193,720
歳 出 合 計		45,770,435	163,788	45,934,223

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	都市再生整備事業	110,200

第3表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
都市再生整備事業	令和7年度	152,100千円	—	—

第4表 地方債補正

補 正 前								
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法			
					償還期限	据置期間	償 還 方 法	そ の 他
都市再生整備事業	千円 49,700	普通貸借又は 証 券 発 行	%以内 7	政府 大阪府 銀行 その他	年以内 20	年以内 3	年賦又は半年賦 元金又は元利均 等その他	市財政等の都合により 翌年度以降の発行、償 還方法の変更をすること ができる。 利率見直し方式で借入 れる場合は、利率見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率を適用することがで きる。
計	2,243,400							

補 正 後								
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法			
					償還期限	据置期間	償 還 方 法	そ の 他
都市再生整備事業	千円 103,600	普通貸借又は 証 券 発 行	%以内 7	政府 大阪府 銀行 その他	年以内 20	年以内 3	年賦又は半年賦 元金又は元利均 等その他	市財政等の都合により 翌年度以降の発行、償 還方法の変更をすること ができる。 利率見直し方式で借入 れる場合は、利率見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率を適用することがで きる。
計	2,297,300							

令和 6 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 7 号

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金	7,418,262	79,502	7,497,764
16 府 支 出 金	3,493,597	386	3,493,983
19 繰 入 金	3,842,576	30,000	3,872,576
21 市 債	2,893,200	53,900	2,947,100
歳 入 合 計	45,770,435	163,788	45,934,223

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	20,288,129	47,656	20,335,785	24,038			23,618
8 土 木 費	3,026,466	116,700	3,143,166	55,850	53,900		6,950
13 予 備 費	194,288	△568	193,720				△568
歳 出 合 計	45,770,435	163,788	45,934,223	79,888	53,900		30,000

歳

入

2 歳 入

(款) 15 国 庫 支 出 金

(項) 2 国 庫 補 助 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国 庫補助金	300,386	772	301,158	1 地域生活 支援事業 費補助	772	地域生活支援事業費補助 772 追加
4 土木費国 庫補助金	266,514	55,850	322,364	3 都市構造再 編集中支援 事業費補助	55,850	都市構造再編集中支援事業費補助 55,850 追加
計	688,217	56,622	744,839			

(款) 15 国 庫 支 出 金

(項) 4 国 庫 交 付 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国 庫交付金	128,415	22,880	151,295	2 地域介護・ 福祉空間整 備交付金	22,880	地域介護・福祉空間整備交付金 22,880 追加
計	556,742	22,880	579,622			

(款) 16 府 支 出 金

(項) 2 府 補 助 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費府 補 助 金	343,321	386	343,707	11 地 域 生 活 支 援 事 業 費 補 助	386	地域生活支援事業費補助 386 追加
計	411,950	386	412,336			

(款) 19 繰 入 金

(項) 1 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	3,833,404	30,000	3,863,404	1 財政調整基金繰入金	30,000	財政調整基金繰入金 30,000 追加
計	3,842,576	30,000	3,872,576			

(款) 21 市 債

(項) 1 市 債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 土 木 債	184,600	53,900	238,500	3 都市再生整備事業債	53,900	池田駅前整備事業債 53,900 追加
計	2,893,200	53,900	2,947,100			

歳

出

3 歳 出

(款) 3 民 生 費

(項) 1 社 会 福 祉 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉 総 務 費	5,093,448	20,830	5,114,278				20,830	21 補償補填及 び賠償金	20,830	補償金 20,830 追加
3 老人福祉費	132,251	22,880	155,131	22,880				18 負担金補助 及び交付金	22,880	補助金 22,880 追加 公的介護施設等整備補助
5 障 が い 福 祉 費	3,055,986	3,946	3,059,932	1,158			2,788	12 委 託 料	3,946	地域生活支援センター委託 料 1,800 追加 基幹相談支援センター委託 料 1,546 追加 地域生活拠点整備委託料 600 追加
計	9,689,392	47,656	9,737,048	24,038			23,618			

(款) 8 土 木 費

(項) 4 都 市 計 画 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
7 都市再生 整 備 費	143, 100	116, 700	259, 800	55, 850	53, 900		6, 950	12 委 託 料	5, 000	監理委託料 5, 000 追加
								14 工事請負費	111, 700	請負費 111, 700 追加 池田駅前整備工事
計	1, 756, 723	116, 700	1, 873, 423	55, 850	53, 900		6, 950			

(款) 13 予 備 費

(項) 1 予 備 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	194,288	△568	193,720				△568			予備費 △568 減額
計	194,288	△568	193,720				△568			

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		16,518,100	—	16,518,100
	1 市 民 税	7,776,400	—	7,776,400
	2 固 定 資 産 税	6,554,000	—	6,554,000
	3 軽 自 動 車 税	132,700	—	132,700
	4 市 た ば こ 税	560,000	—	560,000
	5 入 湯 税	4,000	—	4,000
	6 都 市 計 画 税	1,491,000	—	1,491,000
2 地 方 譲 与 税		234,500	—	234,500
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	39,000	—	39,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	129,000	—	129,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	52,000	—	52,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	14,500	—	14,500
3 利 子 割 交 付 金		14,000	—	14,000
	1 利 子 割 交 付 金	14,000	—	14,000
4 配 当 割 交 付 金		130,000	—	130,000
	1 配 当 割 交 付 金	130,000	—	130,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		103,000	—	103,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	103,000	—	103,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 法 人 事 業 税 交 付 金		300,000	—	300,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	300,000	—	300,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,400,000	—	2,400,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,400,000	—	2,400,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		65,000	—	65,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	65,000	—	65,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		50,000	—	50,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	50,000	—	50,000
10 地 方 特 例 交 付 金		493,500	—	493,500
	1 地 方 特 例 交 付 金	493,000	—	493,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地 方 交 付 税		5,100,000	—	5,100,000
	1 地 方 交 付 税	5,100,000	—	5,100,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000	—	12,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000	—	12,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		322,131	—	322,131
	1 負 担 金	322,131	—	322,131

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使 用 料 及 び 手 数 料		911, 573	—	911, 573
	1 使 用 料	652, 118	—	652, 118
	2 手 数 料	258, 403	—	258, 403
	3 証 紙 収 入	1, 052	—	1, 052
15 国 庫 支 出 金		7, 418, 262	79, 502	7, 497, 764
	1 国 庫 負 担 金	6, 104, 309	—	6, 104, 309
	2 国 庫 補 助 金	688, 217	56, 622	744, 839
	3 国 庫 委 託 金	68, 994	—	68, 994
	4 国 庫 交 付 金	556, 742	22, 880	579, 622
16 府 支 出 金		3, 493, 597	386	3, 493, 983
	1 府 負 担 金	2, 691, 947	—	2, 691, 947
	2 府 補 助 金	411, 950	386	412, 336
	3 府 委 託 金	4, 467	—	4, 467
	4 府 交 付 金	385, 233	—	385, 233
17 財 産 収 入		19, 965	—	19, 965
	1 財 産 運 用 収 入	8, 916	—	8, 916
	2 財 産 売 払 収 入	11, 049	—	11, 049
18 寄 附 金		206, 168	—	206, 168

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 寄 附 金	206, 168	—	206, 168
19 繰 入 金		3, 842, 576	30, 000	3, 872, 576
	1 繰 入 金	3, 842, 576	30, 000	3, 872, 576
20 諸 収 入		1, 222, 110	—	1, 222, 110
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	15, 000	—	15, 000
	2 市 預 金 利 子	30	—	30
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141, 600	—	141, 600
	4 収 益 事 業 収 入	400, 000	—	400, 000
	5 受 託 事 業 収 入	1, 500	—	1, 500
	6 雑 入	663, 980	—	663, 980
21 市 債		2, 893, 200	53, 900	2, 947, 100
	1 市 債	2, 893, 200	53, 900	2, 947, 100
22 繰 越 金		20, 753	—	20, 753
	1 繰 越 金	20, 753	—	20, 753
歳 入 合 計		45, 770, 435	163, 788	45, 934, 223

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		407,784	—	407,784
	1 議 会 費	407,784	—	407,784
2 総 務 費		4,759,112	—	4,759,112
	1 総 務 管 理 費	3,590,552	—	3,590,552
	2 徴 税 費	747,826	—	747,826
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	269,282	—	269,282
	4 選 挙 費	84,494	—	84,494
	5 統 計 調 査 費	20,709	—	20,709
	6 監 査 委 員 費	46,249	—	46,249
3 民 生 費		20,288,129	47,656	20,335,785
	1 社 会 福 祉 費	9,689,392	47,656	9,737,048
	2 児 童 福 祉 費	8,692,674	—	8,692,674
	3 生 活 保 護 費	1,905,683	—	1,905,683
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		4,250,268	—	4,250,268
	1 保 健 衛 生 費	2,717,582	—	2,717,582
	2 清 掃 費	1,532,686	—	1,532,686
5 労 働 費		13,688	—	13,688

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	13,688	—	13,688
6 農林水産業費		63,559	—	63,559
	1 農林費	63,559	—	63,559
7 商工費		273,046	—	273,046
	1 商工費	273,046	—	273,046
8 土木費		3,026,466	116,700	3,143,166
	1 土木管理費	478,651	—	478,651
	2 道路橋りょう費	582,120	—	582,120
	3 河川費	43,326	—	43,326
	4 都市計画費	1,756,723	116,700	1,873,423
	5 住宅費	165,278	—	165,278
	6 災害防止費	368	—	368
9 消防費		1,803,548	—	1,803,548
	1 消防費	1,803,548	—	1,803,548
10 教育費		6,321,444	—	6,321,444
	1 教育総務費	1,840,063	—	1,840,063
	2 小学校費	806,150	—	806,150
	3 中学校費	393,196	—	393,196

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 幼 稚 園 費	311,612	—	311,612
	5 給 食 セ ン タ ー 費	921,058	—	921,058
	6 社 会 教 育 費	2,049,365	—	2,049,365
11 公 債 費		4,322,245	—	4,322,245
	1 公 債 費	4,322,245	—	4,322,245
12 諸 支 出 金		46,858	—	46,858
	1 防 災 費	46,858	—	46,858
13 予 備 費		194,288	△568	193,720
	1 予 備 費	194,288	△568	193,720
歳 出 合 計		45,770,435	163,788	45,934,223

地 方 債

起 債 の 目 的	補 正 前 の 額	補 正 額	計	起債の方法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法			
							償還期限	据置期間	償 還 方 法	そ の 他
防災対策事業	千円 10,000	千円 —	千円 10,000	普通貸借又は 証 券 発 行	%以内 7	政府 大阪府 銀行 その他	年以内 10	年以内 2	年賦又は半年賦 元金又は元利均 等その他	市財政等の都合により 翌年度以降の発行、償 還方法の変更をすること ができる。 利率見直し方式で借入 れる場合は、利率見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率を適用することがで きる。
多世代交流施設整備事業	479,500	—	479,500	〃	7	〃	30	3		
霊園整備事業	60,000	—	60,000	〃	7	〃	20	3		
土木事業	99,700	—	99,700	〃	7	〃	20	3		
都市計画事業	35,200	—	35,200	〃	7	〃	30	3		
都市再生整備事業	49,700	53,900	103,600	〃	7	〃	20	3		
消防施設整備事業	427,000	—	427,000	〃	7	〃	30	3		
社会教育施設整備事業	19,900	—	19,900	〃	7	〃	20	3		
留守家庭児童会整備事業	162,400	—	162,400	〃	7	〃	25	3		
臨時財政対策債	900,000	—	900,000	〃	7	〃	20	3		
計	2,243,400	53,900	2,297,300							

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	25,216,204	—	25,216,204
人件費	9,474,413	—	9,474,413
扶助費	11,419,546	—	11,419,546
公債費	4,322,245	—	4,322,245
投資的経費	2,843,168	139,580	2,982,748
その他	17,711,063	24,208	17,735,271
物件費	7,917,901	3,946	7,921,847
その他	9,793,162	20,262	9,813,424
合 計	45,770,435	163,788	45,934,223

一般会計

令和 6 年度		補正第 7 号		歳出款別節別内訳表												(単位：千円)	
款別 節別		1 議 会 費	2 総 務 費	3 民 生 費	4 衛 生 費	5 労 働 費	6 農 林 水 産 業 費	7 商 工 費	8 土 木 費	9 消 防 費	10 教 育 費	11 公 債 費	12 諸支出金	13 予 備 費	計		
1 報酬		162,388	168,228	353,766	99,653	1,380	8,392	14,618	19,347	24,494	1,151,071		123		2,003,460		
2 給料		32,716	668,889	566,224	308,569	3,197	11,531	7,442	176,059	488,027	564,063				2,826,717		
3 職員手当等		98,544	811,206	545,412	275,290	2,263	10,956	10,660	153,779	468,044	779,253		4,953		3,160,360		
4 共済費		59,794	292,825	281,887	134,443	1,097	4,929	6,160	72,430	185,041	444,840				1,483,446		
5 災害補償費			300							100	30				430		
6 恩給及び退職年金																	
7 報償費		121	92,730	22,868	59,291		700	1,800	20	3,579	65,344		436		246,889		
8 旅費		8,475	20,758	12,321	6,038	14	402	1,441	3,356	3,423	56,479				112,707		
9 交際費		1,000	1,600								485				3,085		
10 需用費		5,048	258,906	102,565	429,877	106	5,772	4,797	98,178	52,128	426,473		10,921		1,394,771		
11 役務費		1,280	141,974	41,090	14,827	87	180	996	966	6,723	29,573		6,062		243,758		
12 委託料		5,942	1,179,592	674,853	1,570,500		4,432	23,435	744,573	21,685	1,380,875		22,048		5,627,935		
13 使用料及び賃借料		1,778	477,830	36,425	16,073		786	2,147	139,854	2,909	261,676		14		939,492		
14 工事請負費		16,500		450,000	80,000				764,200	5,700	601,000				1,917,400		
15 原材料費				227	129				737	40	4,314				5,447		
16 公有財産購入費																	
17 備品購入費		45	10,956	15,817	23,616			60	149	97,293	77,380		1,424		226,740		
18 負担金補助及び交付金		14,153	138,541	2,336,536	157,835	5,544	5,173	61,478	104,444	423,765	395,372		824		3,643,665		
19 扶助費			185	11,322,637	24,888						71,836				11,419,546		
20 貸付金				2,224				138,000							140,224		
21 補償補填及び賠償金			100	23,096	11,072				3,030		9,050				46,348		
22 償還金利子及び割引料			279,086	275,011	189,051						2,298	4,322,245			5,067,691		
23 投資及び出資金																	
24 積立金			215,397	3,518	30,000			12	64				53		249,044		
25 寄附金																	
26 公課費			9	32	608					905	32				1,586		
27 繰出金				3,269,276	818,508		10,306		861,980	19,692					4,979,762		
予備費														193,720	193,720		
() %		(0.9)	(10.4)	(44.3)	(9.3)	(0.0)	(0.1)	(0.6)	(6.8)	(3.9)	(13.8)	(9.4)	(0.1)	(0.4)	(100.0)		
計		407,784	4,759,112	20,335,785	4,250,268	13,688	63,559	273,046	3,143,166	1,803,548	6,321,444	4,322,245	46,858	193,720	45,934,223		

一般会計

令和 6 年度		補正第 7 号		歳出性質別節別内訳表					(単位：千円)	
節別	性質別	義 務 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費		合 計	
		人 件 費	扶 助 費	公 債 費	小 計		物 件 費	そ の 他		
1 報酬		2,003,460			2,003,460				2,003,460	
2 給料		2,826,717			2,826,717				2,826,717	
3 職員手当等		3,160,360			3,160,360				3,160,360	
4 共済費		1,483,446			1,483,446				1,483,446	
5 災害補償費		430			430				430	
6 恩給及び退職年金										
7 報償費								246,889	246,889	
8 旅費							112,707		112,707	
9 交際費							3,085		3,085	
10 需用費						120,000	1,274,771		1,394,771	
11 役務費						1,439	242,319		243,758	
12 委託料						398,959	5,228,976		5,627,935	
13 使用料及び賃借料						774	938,718		939,492	
14 工事請負費						1,917,400			1,917,400	
15 原材料費							5,447		5,447	
16 公有財産購入費										
17 備品購入費						110,916	115,824		226,740	
18 負担金補助及び交付金						416,460		3,227,205	3,643,665	
19 扶助費			11,419,546		11,419,546				11,419,546	
20 貸付金								140,224	140,224	
21 補償補填及び賠償金								46,348	46,348	
22 償還金利子及び割引料				4,322,245	4,322,245			745,446	5,067,691	
23 投資及び出資金										
24 積立金								249,044	249,044	
25 寄附金										
26 公課費								1,586	1,586	
27 繰出金						16,800		4,962,962	4,979,762	
予備費								193,720	193,720	
計 ()%		(20.6) 9,474,413	(24.9) 11,419,546	(9.4) 4,322,245	(54.9) 25,216,204	(6.5) 2,982,748	(17.2) 7,921,847	(21.4) 9,813,424	(100.0) 45,934,223	